

令和8年度 第2回 芦屋市指定管理者選定・評価委員会

(芦屋公園有料公園施設) 会議要旨

日 時	令和8年7月13日(月) 10:00~12:00
場 所	芦屋市役所東館3階大会議室(北側)
出 席 者	委 員 長 石井 隆之 副委員長 青野 桃子 委 員 宮地 重充 伊丹 康二 京田 弘幸 市出席者 柏原企画部長 三柴DX行革推進課主幹 山西DX行革推進課主査 山下DX行革推進課課員 事 務 局 伊藤企画部参事 田嶋国際文化推進室長 高橋スポーツ推進課長 前場スポーツ推進課係長 北村スポーツ推進課主任
事 務 局	スポーツ推進課
会議の公開	☐ 公開 ☒ 非公開

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会議運営に関する説明等
- (3) 報告事項
- (4) 協議事項
- (5) 次回の委員会日程について
- (6) 閉会

2 提出資料

- 資料1 委員名簿
- 資料2 募集要項
- 資料3 業務仕様書
- 資料4 審査要領
- 資料5ー1 選定基準
- 資料5ー2 審査採点表

- 資料 6 応募法人一覧
- 資料 7 面接審査の実施方法について
- 資料 8 タイムテーブル（案）

3 会議経過

(1)開会

事務局： 定刻になりましたので、ただ今より第 2 回芦屋市指定管理者選定・評価委員会（芦屋公園有料公園施設）を開催させていただきます。

(2)会議運営に関する説明

委員長： 委員会の成立について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 委員定数 5 名中 5 名の委員に出席をいただいております。過半数以上の出席がございますので委員会は成立しております。

委員長： 委員会の成立を確認しました。

次に委員会の公開、非公開について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定められております。ただし、芦屋市情報公開条例第 19 条により、非公開情報が含まれる事項の審議や公開することにより会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の 3 分の 2 以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。本日の委員会は、協議事項に書類審査や法人情報が含まれるため、非公開にすべきであると考えます。

委員長： 委員会を非公開とすることにご異議はございませんか。

-----異議なしの声-----

委員長： 委員会を非公開とします。

次に議事録の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局： 議事録の公開につきましては、非公開の会議であっても発言者名を含め非公開の趣旨を損なわない範囲で公開すべきとされておりますのでそのように取り扱いたいと考えております。

委員長： 議事録の取扱いについて、発言者名を含め非公開の趣旨を損なわない範囲で公開ということでご異議はございませんか。

-----異議なしの声-----

委員 長： 発言者名を含め非公開の趣旨を損なわない範囲で公開とします。
次に、応募法人と本委員会委員の利害関係について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 確認のメールを差し上げたところ、7月8日までに全委員より応募者との利害関係はないとの回答をいただいておりますので、委員の交代はございません。

委員 長： 応募法人との利害関係は無いとの報告ですが、委員の皆様、その後、応募法人からの接触はございませんか。

-----接触なしの声-----

委員 長： 応募者からの接触はなかったということを確認いたしました。

(3)報告事項

委員 長： それでは、報告事項について事務局より説明をお願いします。

事務局： （報告事項について説明）

委員 長： 何か質問がありますでしょうか。

委員 長： 配布されている資料6が修正後の内容になりますでしょうか。

事務局： 修正後の内容となります。募集要項に提出書類の差替え・加筆修正等が不可という旨の記載があったことから、現時点では事業所からの再提出は求めず、事務局での確認と事務局作成資料の修正に留めている形になります。

委員 長： 現地説明会を行われたとのことですが、そこで質問された内容は添付資料の質問・回答表に含まれていますか？

事務局： 現地説明会では質問を受付せず、質問事項はすべて質問票でいただくよう案内しております。質問・回答表で回答している内容がすべてになります。

委員 長： 問い合わせは応募している2社以外にもありましたか？

事務局： 現地説明会と質問票の送付はもう1社ございました。乗馬クラブを経営されている法人の方で、最終的に応募はされなかった形です。

京田委員： COSPA ウェルネスの書類について、収支計画に誤りがあったけれども、募集要項上差替えが不可、ということですが、この部分についてどのように取り扱いたいでしょうか。

委員長： 他の施設で、このような応募書類の不備があった事例はありますか？

市出席者： こういった収支関係の数字について指摘された前提はございません。

宮地委員： 一般論で言うと、実質的変更なのか、形式的な訂正なのかというのが、訂正と変更の違いとしてあるんですが、今回がどちらに該当するかという点もあるかと思います。

再度確認したいのですが、資料6に掲載いただいているのは5年間の合計で、資料は1年ごとになっているということですね。そのうえで、修繕費とその他支出の項目名が逆になっていて、修繕費もその他支出に含まれるという計算で、合計はかわらないということですね。

事務局： その形で事業者より聞き取りました。

委員長： そういう意味では、内容や合計が変更になるというわけではなく、単純な転記ミスということですね。

京田委員： この不備の点についてはチェックしているというところは議事録にも残していただくのが必要だと思います。

宮地委員： チェックしたうえでどのように判断するかという所ですね。

委員長： そうですね。合計は今計算しているところですが、今回の不備の内容は形式的なものであって、事務局側から事業者を確認していただいているということであれば、このままを進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

委員長： それでは、その形で進めたいと思います。それではもう1点、前回も聞いたかもしれませんが、修繕積立金の今の事業者の積み立て分は今の事業者の任期の間に使い切る形になるのでしょうか。

事務局： 任期の間に使い切るという形ではなく、積み立てていく形です。コートの張替えを予定しているので、そこに利用される予定ではあります。

委員長： 事業者が交代になっても、次の事業者にそのまま引き継がれる形ですか。

事務局： 事業者に引き継がれるというか、市に積み立ててもらっているので、芦屋公園有料公園施設分の積立金として残っていく形です。

委員 長： わかりました。それでは、他に質問がなければ一旦報告事項は終了して、次の協議事項に移りたいと思います。事務局からご説明をお願いします。

(4) 協議事項

事務局： （協議事項について説明）

委員 長： 応募法人の経営状態・管理運営について、ご意見はございませんか。

-----協議-----

事務局： 協議いただきました確認事項について、面接審査までに事前に事業者へ確認させていただいた方がよいでしょうか。どちらか一方の業者にのみ確認するということとなると、公平性を欠いてしまう懸念もございますので、改めて確認事項について伺いたいと思います。

委員 長： おそらく事前に準備をしていただかないと、その場で質問して答えられないものもあるかと思います。質問の時間も限られますので、可能であれば我々に先にご回答をいただけるものはいただきたいです。また、確認事項の内容が個別具体的なものと、一般的なものとに分かれますので、両方の業者に聞けるものは両方ともに聞くのがよいと思いますが、いかがでしょうか。

-----異議なしの声-----

事務局： 事業者へ事前に回答を依頼する形で進めます。また、一般的な内容については両方の業者に確認するものとさせていただきます。

委員 長： 両社の大きな違いは人件費になると思われます。株式会社C O S P A ウエルネスは人件費が芦屋ローンテニス・双葉連合事業体より高く、その金額を何で補っているかという物販売り上げ等のその他収入で補っています。現指定管理者ではそこまでの物販売り上げはない形ですが、どのようにこの数字の根拠をあげているのかが気になります。事業計画の根拠や見込みがどの程度実現可能なかを、次回でも構わないのですが確認した方がよいと思っています。

京田委員： 同様の点が気になっています。両社が、拠点クラブの会員数が上がっていくように書かれていますが、テニスクラブ自体が今全国的に衰退している一方で、平均年齢も 70 歳代なんです。高齢化の現状で、将来的にクラブの存続をどうしていくのか、具体的にどのような施策で伸ばしていくのかという所を、詳しく説明いただきたいと思います。今回、自主事業等の内容も含め、ページ数の制限があったので、この提案内容からだ読み取れない部分も多いかと思います。

芦屋ローンについては新しい提案というのは特になく、一方COSP Aについても現在の内容に合わせたような書き方になっていると感じます。

青野委員： 芦屋ローンテニスクラブでいうと、事業計画書の赤字部分が新しい提案ということでしょうか。

事務局： 現在も実施されている内容も含まれています。

委員長： 他にも、人件費の部分で金額面や、両社ともに具体的な勤務状況などをどのように想定されているかが気になります。

京田委員： シフト表のようなものがあれば、こちらも判断しやすいかと思います。

委員長： 他の施設でもいえることですが、募集時に応募書類に含めても良いかもしれません。
1点質問ですが、現在の指定管理者で物販事業などはされていますか？

事務局： テニス用品の貸出と販売をされています。実施に当たっては、利用面積に応じて目的外利用のための費用を市に収めてもらって実施していただいています。

委員長： 現時点で確認事項をまとめるとどのようになりますか。

事務局： （確認事項について説明）
確認事項についてまとめたものは改めて委員長に連絡のうえ、事業者に送付するものとしします。第1次選考としては、最終的に除外する法人についていかがでしょうか。

宮地委員： 書類の提出不備や欠格事項には該当しないという前提で良いのでしょうか。

事務局： 欠格事項のすべてに該当しないことを誓約する旨の様式3指定管理者の申請に係る誓約書もいただいておりますので、その前提で問題ありません。

委員長： ありがとうございました。
第一次選考において除外される法人はなしということでご異議はございませんか。

-----異議なしの声-----

委員長： 第一次選考において除外される法人はなしと決定します。
次に第二次選考について、事務局から説明をお願いします。

事務局： （二次選考について説明）

委 員 長： 第二次選考について、ご質問はありませんか。

京田委員： 質問事項が多くなる場合に備えて、事業者間の時間を15分～20分程度とった方がいいように思いますが、いかがでしょうか。事業者の方も待ち時間が長いとかなりストレスもかかってしまいますので、集合時間自体をずらすのが良いと思います。

事 務 局： 承知しました。会議室の時間もございまして、もし皆様時間帯に問題がなければ、9時30分からの開始とさせていただけたらと存じますが、いかがでしょうか。

-----異議なしの声-----

事 務 局： ありがとうございます。つきましては、改めて修正したスケジュールを皆様に共有させていただきたいと思います。

委 員 長： 以上を持ちまして、協議事項は終了といたします。
最後に事務局から最後に何かございますか。

事 務 局： 第3回選定・評価委員会は、7月29日（水）9時30分から芦屋市役所東館中会議室で開催いたします。

この後現地見学を行いますので、委員の皆様は荷物をお持ちいただき、東館入口までご移動ください。

(5)閉会

委 員 長： 以上を持ちまして、第2回選定・評価委員会を終了いたします。